パブリックコメント手続の結果について

1 パブリックコメント手続の趣旨

パブリックコメント手続とは、市の重要な施策の意思決定の過程において、広く市民からの意見を求め、提出された意見を考慮して施策の決定を行う手続であり、千葉市市民参加及び協働に関する条例の規定により、市政の基本的な施策又は方針を定める計画の策定等を行う際には、実施しなければならないこととされております。

2 実施概要

(1) 意見募集期間

平成24年2月20日(月)~平成24年3月19日(月)

(2) 意見募集方法

障害企画課(市役所1階)、市政情報室(中央コミュニティセンター2階)、各区役所 地域振興課及び市立図書館において素案を公表し、これに対する意見を郵送、ファクシ ミリ、電子メール又は持参の方法により聴取したものです。

3 募集結果

- (1) 意見提出者 2件(団体1、個人1)
- (2) 意見数

1 2

(3) 提出された意見の概要とこれに対する市の考え方

提出された意見 これに対する市の考え方 国の基本指針においては、障害福祉計画に定める 〇 真に施設入所支援が必要な重度障 害者もおり、縮小すべきではない。 平成26年度の数値目標として、地域生活への移行 〇 現に入所待機者もおり、特別支援学 を進める観点から、平成17年10月1日時点の施設 校の卒業生が毎年増加している状況 入所者数の1割以上を削減することとしております を踏まえた計画にすべきである。 が、本市では、入所施設の必要性を考慮して削減目 標を示さず、また見込量についても入所待機者の状 況と地域移行の促進を考慮して現状の数値で推移す るものと見込んでおります。 〇 受け皿もない中で地域移行を促進 現状として、地域移行の受け皿となる居住の場の 確保の必要性は十分認識しており、計画案にあると する計画には納得いかない。 〇 グループホーム・ケアホームの利用 おり、今後、グループホーム・ケアホーム整備に必 実績が伸びない理由の「物件の確保が 要な助成を行うこととしております。 困難であること」に対する方策が必要 である。